

○丹波市企業立地奨励補助金交付要綱

令和2年4月16日

告示第446号

改正 令和2年2月16日告示第54号

丹波市企業立地奨励補助金交付要綱（平成23年丹波市告示第467号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域産業の振興及び雇用機会の創出を図るため、市内に工場又は承認地域経済牽引事業者が承認事業を実施する施設を新設する企業に対して、企業立地奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、丹波市補助金等交付規則（平成16年丹波市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 承認地域経済牽引事業者 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた事業者をいう。
- (2) 工場等 日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業所又は承認地域経済牽引事業者が承認事業を実施する施設をいう。
- (3) 企業 国内に本店又は主たる事業所を有する法人をいう。
- (4) 新設 市内に工場等を有しない企業が、新たに市内に工場等を開設することをいう。
- (5) 常時雇用者 企業の就業規則等に定める正社員であって、次の要件のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 新設した工場等において常時勤務する者であること。
 - イ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第7条第1項第2号に規定する被保険者であること。
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であること。
 - エ 雇用期間の定めのない者であること。
 - オ 賃金が労働した日又は時間によって算定される者でないこと。
 - カ その他通常の労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項に規定するものをいう。）の労働条件と異なる条件で雇用される者でないこと。
- (6) 新規常時雇用者 市内に住所を有し、かつ、新たに雇用される常時雇用者をいう。

（補助の対象等）

第3条 補助の対象となる企業は、次条に規定する指定を受けた対象工場等を有する企業であって、補助金の交付申請時において常時雇用者を3人以上有する企業とする。

- 2 補助の区分、交付要件、補助金の額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、

これを切り捨てるものとする。

(対象工場等の指定)

第4条 市長は、新設した工場等をこの要綱の適用を受ける工場等（以下「対象工場等」という。）として、指定するものとする。

2 前項による対象工場等の指定を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、操業を開始する30日前までに対象工場等指定申請書に次に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 建設計画書及び事業計画書

(2) 土地登記簿謄本及び土地譲渡契約書の写し又は借地権設定契約書の写し

(3) 商業・法人登記事項証明書

(4) 定款

(5) 会社概要等事業の概要を示す書類

(6) 申請時における過去2年間の経営状況を証する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、指定することを決定したときは、当該申請者に対し、対象工場等指定書を交付するものとする。

(操業開始の届出)

第5条 前条の指定を受けた申請者（以下「指定事業者」という。）は、対象工場等の操業を開始したときは、操業開始後30日以内に操業開始届を市長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 指定事業者は、別表に定めるそれぞれの区分に応じて交付要件を満たすときは、対象工場等について補助金の交付を申請することができる。

2 補助金の交付を受けようとする指定事業者（以下「交付申請者」という。）は、操業開始後1年以内に補助金交付申請書及び対象工場等に係る事業実績報告書に次に掲げる書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 対象工場等の位置図及び配置図

(2) 対象工場等設置に係る経費の請求書、振込通知書等支払を証する書類

(3) 地域経済牽引事業計画の承認を示す書類の写し（承認地域経済牽引事業者の場合）

(4) 常時雇用者名簿

(5) 常時雇用者であることを証する書類

(6) 住民票の写し（従業員家賃補助、雇用補助）

(7) 誓約書

(8) その他市長が特に必要と認める書類

3 操業開始の翌年度末まで補助対象期間がある場合は、各年度末を期日として年度毎に前項に規定する書類を提出するものとする。この場合において、次年度の申請については、添付書類のうち対象工場等の位置図及び配置図、対象工場等設置に係る経費の請求書及び振込通知書等支払を証する書類の提出を省略できるものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の申請に係る書類を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の交付決定の内容を補助金交付決定通知書により、当該交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金請求書を市長に提出するものとする。

(事業の継続義務)

第9条 補助事業者は、第5条の規定による届出に記載された操業を開始した日から5年を経過する日までの間は、当該補助金により新設した対象工場等を継続して操業しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、当該補助金により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、除却し、処分するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。ただし、操業開始後5年を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が規則第15条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助事業者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を命ずる額は、市長が別に定める。

(補助事業者の承継)

第12条 補助事業者が、合併、譲渡その他の事由により対象工場等指定の内容に変更が生じると認めるときは、あらかじめ、変更届を市長に提出するものとする。

(二重補助の禁止)

第13条 この要綱による補助金の交付を受けた工場等については、再度この要綱の適用を受けることはできない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(他の要綱との調整)

第14条 丹波市企業誘致促進補助金交付要綱(令和2年丹波市告示第235号)の規定の適用を受けることができる者に対しては、この要綱による企業立地奨励補助金は、交付しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	交付要件	補助の内容	補助対象期間
用地補助	次の要件を全て満たす企業 (1) 用地取得後2年以内に操業を開始すること。 (2) 工場等を新設するための用地として1,000m ² 以上の取得又は500m ² 以上の借地をすること。	ア 用地取得価格の20%（限度額500万円） イ 用地賃借料（敷金、権利金等を除く。）年額の50%（年間限度額200万円） ウ 上記ア、イへの補助は、重複して申請することはできない。	用地賃貸料に対する補助の期間は、操業開始時の翌年度末までとする。
建物補助	(1) 工場等を新設するために取得した建物の建築面積が200m ² 以上であること。 (2) 施設改修費への補助は、市内の請負業者による施設改修であること。ただし、市内の請負業者による改修が不可能であると市長が認めたときは、この限りでない。	ア 工場等の建設費又は取得価格の20%（限度額500万円） イ 工場等の建物賃借料（共益費、敷金、権利金等を除く。）（年間限度額200万円） ウ 施設改修費の50%（限度額100万円） エ 上記ア、イへの補助は、重複して申請することはできない。	建物賃貸料に対する補助の期間は、操業開始時の翌年度末までとする。
設備補助	事業に必要な機械設備を取得するとき。	機械設備取得費合計額の50%（限度額300万円）	操業開始時1回限りとする。
従業員家賃補助	操業開始前から企業の従業員である者で、市内事業所に1年以上就労するために転入した者であること。	転入後1年以上経過した者1人当たり30万円（限度額150万円）	操業開始時の翌年度末までとする。
雇用補助	新規常時雇用者を3人以上雇い入れ、かつ、9月以上継続して雇用していること。この場合において、常時雇用者が市内に住所を有する者であるときは、新規常時雇用者とみなすことができる。	1人当たり50万円（限度額300万円）	操業開始時の翌年度末までで1回限りとする。